

生徒心得

和歌山県立和歌山工業高等学校定時制生徒は、本校の教育方針を基として、定時制工業高校生としての自覚と誇りをもち、より良い学校生活を過ごすため、次の各項に示す意義をよく理解し、これの実践に努めなければならない。

第1章 働きながら学ぶということ

「働きながら学ぶ」ということは、学業と勤労を両立させる中で知識と体験を相互につみ重ね人格形成が図れる環境で実践できることである。それには健康な身体と強い意志が必要である。このことの誇りと自覚に立ち、より良き社会の形成者として資質の向上に励もう。

第2章 充実した学校生活

お互いに励まし助け合う友情に溢れた学校を育てるためには、節度ある規律の中で一人ひとりの自覚と責任感が必要であり、人格が尊重されなければならない。また教職員と生徒が相互に信頼と敬愛の心をもって接するように努めなければならない。充実した学校生活をおくるために、一人ひとりが力を合わせ、常に清新な創意工夫を積み重ね、その実現を図ろう。

第3章 勉学の指針

将来立派な社会人としての自分の生活を確立し、社会の進歩と人々の幸せに貢献するためには、勉学によって深い知識と、正しい見識を身につけなければならない。そのためには次の努力目標を達成しよう。

- 1 真剣に授業に取り組もう。
勤労に励む本校生徒は、勉学に取り組む時間が限られるので、教室での授業に真剣に取り組むことが大切になる。欠席しないよう、わからないことがあればすぐに質問するよう心がけよう。
- 2 勤労を通じて学ぼう
本校は、教室での学習と勤労で得た知識を結びつけ、生きた勉強をする場でもある。仕事の中で学ぶことを忘れないようにしよう。
- 3 工夫をこらそう
勉強する時間をどうつくるか、わからない教科をどう克服するかなど、自分の生活環境に応じて創意工夫し、あわせて新しい学習にも自分自身の力で取り組める力をつけよう。
- 4 お互いに励まし合おう
欠席の多い仲間や、授業についていけない仲間がいたらお互いに励まし教え合っていこう。
- 5 読書の習慣をつけよう
よい本をじっくり読むことは、青年にとっては特に大切なことである。書物から得られる知識は計り知れないものがある。読書を習慣化できるようにしよう。

第4章 生活の指針

高校生であると同時に社会人としての生活を過ごすのであるから、常に何が正しい生き方であるかを探求し、知徳体ともに調和のとれた人格の形成に努めなければならない。そのためには、次に掲げる各項の意義を理解し実施しよう。

- 1 誇りをもちよう
働きながら学ぶ高校生としての誇りをもちよう。

- 2 自分を見つめよう
日に一度は心静かに自分の生活を見つめ、自分の生き方、在り方を確かめよう。
- 3 無謀を自戒しよう
青年期にはややもすれば衝動に負け、無茶をする場合が多い。焦ったりやけにならないよう自制心をもとう。
- 4 主張と寛容の心をもとう
青年らしい正義感のある行動、自己の信念に基づいた主張を大切にしよう。同時に他人の意見に耳を傾ける心の広さをもつように努めよう。
- 5 小さいことでも相談しよう
人は常に悩みを克服して成長するものである。解決の糸口が得られない問題が起きたとき、一人で思い悩むことなく家の人や先生、友達、あるいは経験豊かな年長者に相談するようにしよう。
- 6 よい習慣をもとう
「はい」「すみません」（反省の気持ち）、「ありがとう」（感謝の気持ち）など、あいさつを励行する習慣をもとう。
- 7 よい友人になろう
友人の在り方が自分の生活に大きく影響を及ぼすことがある。いつもお互いを向上させるような友人関係を作るように心がけよう。
- 8 家庭を大切にしよう
家庭の協力があつてこそ、働きながら学ぶことが実現できていることを自覚し、感謝の気持ちを持とう。
- 9 かけがえのない命を大切にしよう
自動車や単車などは、時には「走る凶器」ともなる。無謀運転はもちろんのこと、一瞬の油断や無理が取り返しのつかない恐ろしい事故を招くものになる。交通規則をよく守り事故を起こさないよう細心の注意を払おう。

第5章 生徒としてのつとめ

高校生として次の事項は必ず守ろう。

- 1 常に高校生らしい服装と正しい言葉遣いをするように心がけること。
- 2 頭髪は常に端正に保つこと。
- 3 公共物を大切にし、環境の美化に心がけること。
- 4 授業料その他納付金は期日までに納めること。
- 5 飲酒・喫煙は禁止する。
- 6 校内で教育計画以外の活動をするときは許可を受けること。
- 7 次のときは保護者又は本人が学校へ届けること。
 - (1) 本人又は保護者の現住所、身分等に異動が生じたとき。
 - (2) 欠席、遅刻、早退、欠課するとき。
 - (3) 授業料その他諸納付金を期日までに納入できないとき。
 - (4) 学校の設備備品などを破損したり紛失したとき。
 - (5) 盗難や紛失、あるいは拾得などのとき。